

第8章 水辺風景づくり重点地区風景計画

1 対象区域 (景観法第8条第2項第1号)

本地区の対象区域は『利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画(板倉町教育委員会 2008年)、(以下、保存計画、という)』の対象として示されている渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区、古利根地区とします。

図 重点地区の区域

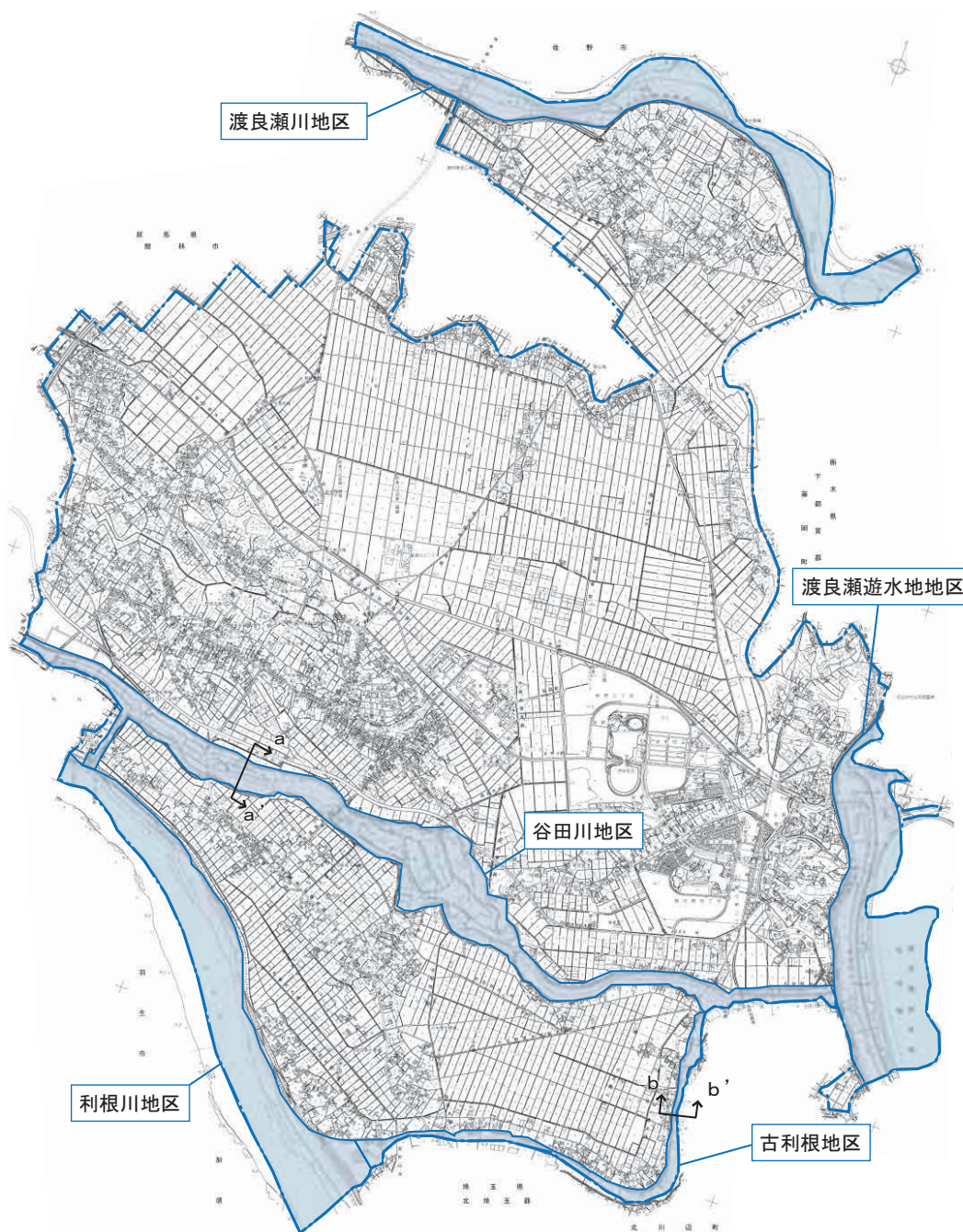


表 重点地区の対象区域

地区名	対象区域
渡良瀬川地区	・ 堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
渡良瀬遊水地地区	・ 堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
谷田川地区	・ 堤防上の堤内側の道路端から堤内側の道路端までとする。
利根川地区	・ 堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
古利根地区	・ 町道 1-6 号線（旧堤防）の道路端から町境までとする。ただし、水塚等がある場合は、それを含む区域とする。

図 重点地区の対象区域（谷田川地区の例）

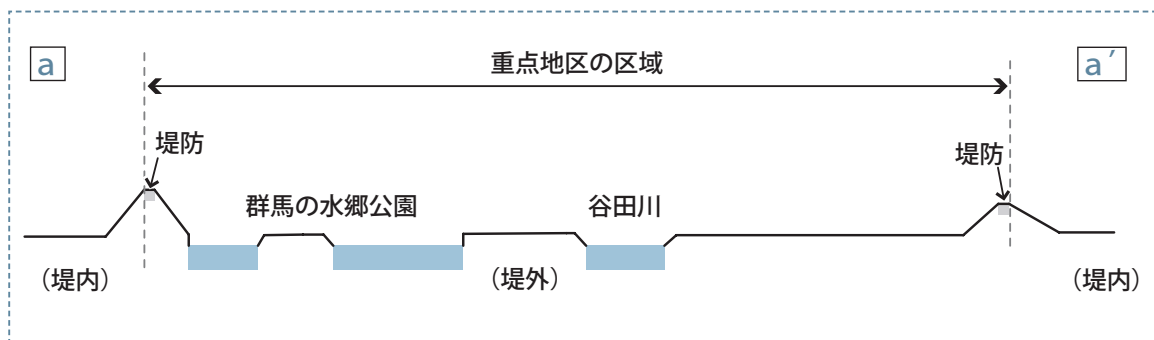
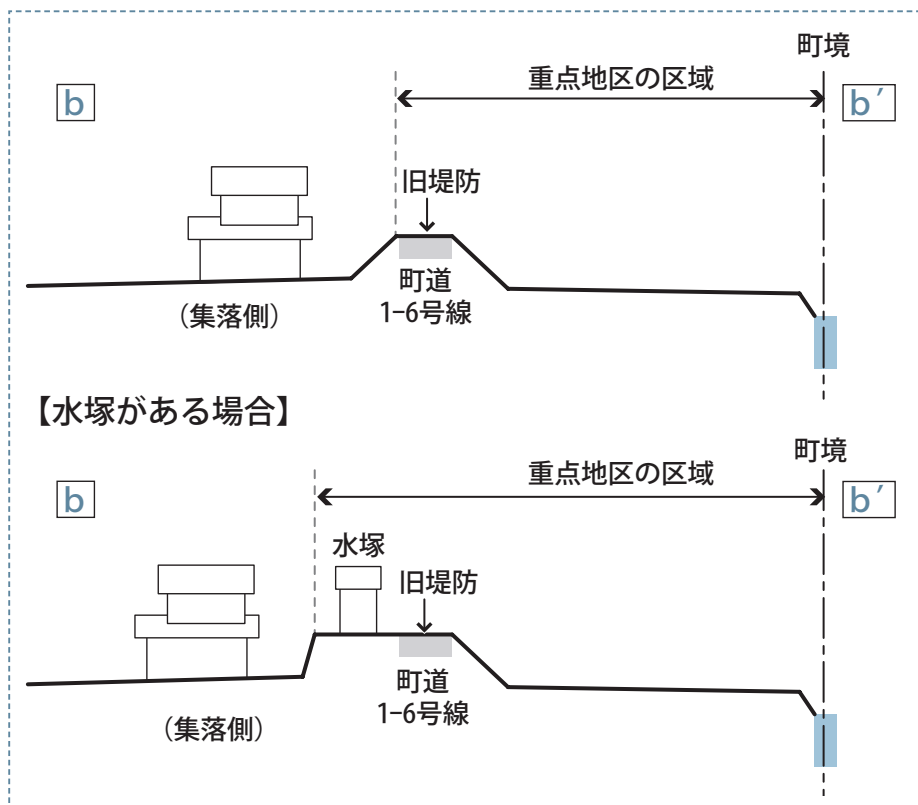


図 重点地区の対象区域（古利根地区の例）



2 風景づくりの方針（景観法第8条第2項第2号）

保存計画に示されている文化的景観保存のための基本方針等を踏まえ、本地区の風景づくりの方針を次のとおり定めます。

風景の骨格を守り、生活文化を継承する風景づくり

3 届出対象行為

対象地区内での景観法第16条第1項の規定に基づく、届出対象行為は、次のとおりとします。

表 届出対象行為（各地区共通）

行為	対象	除外 ※2
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※1	全ての建築物	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※1	全ての工作物	(1) 新設で、高さ1.5m以下のもの（工作物の新設にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの（工作物の増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
開発行為（土地の区画形質の変更）	全ての行為	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く）
木竹の植栽又は伐採	全ての行為	通常の管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	通常の管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
水面の埋立て又は干拓	全ての行為	なし

※1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。）

※2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。（景観法第16条第7項）



4 風景づくり基準（行為の制限）（景観法第8条第2項第3号）

対象地区では、次の風景づくり基準（行為の制限）に適合することとします。ただし、町長が良好な風景づくりに著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。

①建築物

項目	基準
高さ	○原則として、堤防の高さを超えないものとする。＊
形態・意匠	○屋根は原則勾配屋根とすること。 ○地域の伝統的な建築様式を継承した形態を基本とすること。 ○建築物に付属する設備等は、堤防等から目立たない位置に設けるか、周辺風景と調和するよう適切に修景すること。
外観	○周辺の自然や田園風景との調和に配慮し、建築物の外壁には、木材等の自然素材又は素材感のあるもの等を出来るだけ使用すること。 ○原則として、金属板等の反射素材を外観に使用してはならない。 ○敷地内は花木等により積極的に緑化を行い、緑豊かな外観とすること。
色彩	○水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、建築物の外壁に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。また、屋根に使用する色彩は、別表2に示す範囲内とすること。 ○ただし、自然素材で一時的に範囲を逸脱するものや、防災、治水などで不可欠な色彩については、この限りではない。

＊ 高さの規定する堤防は、各地区の河川等の堤防を指します。（p37 図参照）

②工作物（擁壁を除く）

項目	基準
高さ	○原則として、堤防の高さを超えないものとする。＊
外観	○原則として、金属板等の反射素材を外観に使用してはならない。やむをえず使用する場合には、出来るだけコンパクトな規模・形態にまとめるとともに、周辺の風景との調和に配慮し、修景すること。
色彩	○水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、工作物の外装に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。 ○自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。 色相 5 Y、明度 7.5、彩度 1.5

＊ 高さの規定する堤防は、各地区の河川等の堤防を指します。（p37 図参照）

③ 工作物（擁壁）

項目	基準
配置	○風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。
高さ・規模	○高さが2 mを超える場合は、階段状にするなど、圧迫感の軽減を図ること。
形態意匠	○無機質な仕上げとにならないように、次のいずれかの基準に適合すること。 ・ 前面に植栽を施す、又は、緑化法面等とする。 ・ 自然石風の化粧型枠による仕上げとする。
色彩・素材	○水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、工作物の外装に使用する色彩は、別表1 に示す範囲内とすること。

④ 開発行為

項目	基準
土地の形状及び緑化	○造成等での切土および盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正はできるだけ原状の地形を活かした形状とすること。 ○擁壁等の構造物は必要最小限に止め、法面はできるだけ植栽等によって修景すること。

⑤ 木竹の植栽又は伐採

項目	基準
木竹の植栽又は伐採	○木竹の植栽を行う場合は、水辺の植生に合った郷土種を基本とし、周辺の風景との調和に配慮すること。 ○木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に止めることとし、周辺の風景との調和に配慮すること。 ○ヤナギ等の水辺の植生に合った郷土種は原則として伐採しないこと。やむを得ずヤナギ等を伐採する場合には、周辺風景が良好に維持できるよう代替措置(植栽等)を講じること。ただし、渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区を除く。

⑥ 屋外に置ける土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	基準
堆積の方法	○堤防上の道路その他公共の場から容易に望見できない位置に集積すること。
遮へい	○敷地外周部を植栽等によって修景すること。

⑦ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	基準
遮へい及び事後の措置	○周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 ○掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

⑧ 水面の埋立て又は干拓

項目	基準
水面の埋立て	○水面の埋立てを行う場合は、周辺の風景との調和に配慮すること。 ○水面の埋立ては、必要最小限に止めること。

別表1 建築物の外壁・工作物の外装の色彩

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	3 以上 8 未満	1 以下
10R(OYR) ~ 5Y	8 以上 9 未満	2 以下
	3 以上 8 未満	4 以下
5.1Y ~ BG	3 以上 8 未満	1 以下

別表2 建築物の屋根の色彩

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	6 以下	4 以下
10R(OYR) ~ 5Y		4 以下
上記以外の色相		1 以下

図 重点地区の色彩基準

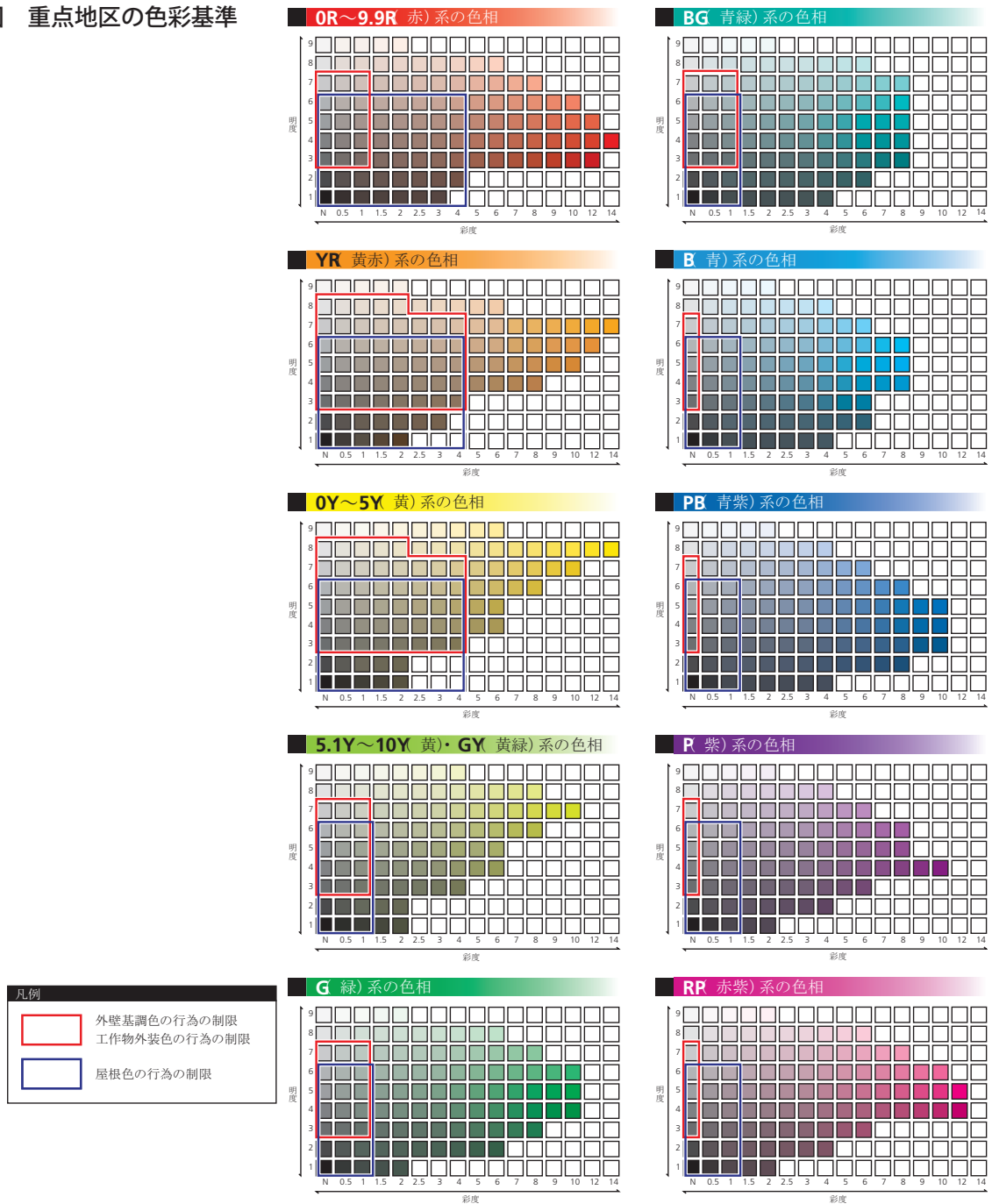
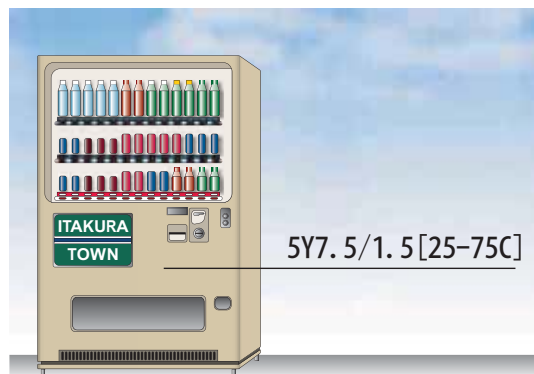


図 自動販売機の指定色とイメージ



※本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。